

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|----------------|------|
| 商号又は名称 | 株式会社はざま建築事務所 | 代表者氏名 | 間 健一 |
| 主たる営業所の所在地 | 岡山市南区新保1317番地4 | | |
| 許可番号 | 岡山県知事 般-28 第22803号 | 許可を受けている建設業の種類 | 建 |

2 処分に関する事項

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年6月8日 | 処分を行った者 | 岡山県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項（同法第7条第2号違反） | | |
| 処分の内容 | | | |
| <p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り返されることがないよう万全の社内体制の整備に努めること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）</p> | | | |
| 処分の原因となった事実 | 営業所の専任技術者の専任義務違反 | | |
| <p>株式会社はざま建築事務所は、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき技術者を、同社が令和2年1月に施工した店舗新築工事において、専任でなければならない主任技術者として配置しており、当該技術者が営業所に専任しているとは認めがたい状態であったことが、令和3年4月23日に受理した事業年度終了報告において確認された。</p> <p>このことは、建設業法第7条第2号の規定に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。</p> | | | |
| その他参考となる事項 | | | |